

務	00	01	5 年
(令和13年 3 月末まで保存)			

刑 企 第 2 0 号
令 和 7 年 5 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

この度、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則が別紙のとおり制定された。

改正の理由及び内容については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の理由及び内容

令和 4 年 6 月 17 日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役刑と禁錮刑の両刑を一元化した「拘禁刑」が創設され、本年 6 月 1 日から施行されることに伴い、現行の青森県公安委員会規則における「懲役」「禁錮」の表記が「拘禁刑」に変更されたもの。

2 改正を要する青森県公安委員会規則

- (1) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則
(昭和 60 年 10 月 青森県公安委員会規則第 6 号)
- (2) 青森県道路交通規則
(平成 10 年 9 月 青森県公安委員会規則第 7 号)
- (3) 委託講習等の実施に関する規則
(平成 23 年 12 月 青森県公安委員会規則第 9 号)

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

担当：刑 事 部 刑 事 企 画 課

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県公安委員会委員長

横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正)

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休業給付を行わない期間) 第四条の三 令第十三条の規定を準用する本部長が定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十	(休業給付を行わない期間) 第四条の三 「同上」 (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和

七年法律第二百八十六号) 第二条

の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置されている期間

備考 表中の「」の記載は注記である。

(青森県道路交通規則の一部改正)

第二条 青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別記様式第四十七号（第四十六条関係）

応募用紙第 47号 (第 46次関係)																									
審 査 受 理 年 月 日 審 査 期 間 番 号 修 了 証 明 書 交 付 年 月 日 修 了 証 明 書 番 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">年</td><td style="height: 20px;">月</td><td style="height: 20px;">日</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">年</td><td style="height: 20px;">月</td><td style="height: 20px;">日</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">年</td><td style="height: 20px;">月</td><td style="height: 20px;">日</td></tr> </table>	年	月	日	年	月	日	年	月	日															
年	月	日																							
年	月	日																							
年	月	日																							
駐車監視員資格者講習受講申込書																									
年 月 日																									
(申込者の氏名)																									
申 込 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本 籍</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〒 —</td> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2">電 話 () — (自宅・携帯)</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤 務 先 の 他 の 連 絡 先</td> <td colspan="2">電 話 () —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受 講 希 望</td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	本 籍	〒 —		写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)	住 所	電 話 () — (自宅・携帯)		(ふりがな)			氏 名			生 年 月 日	年 月 日		勤 務 先 の 他 の 連 絡 先	電 話 () —			受 講 希 望	年 月 日		
本 籍	〒 —		写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)																						
住 所	電 話 () — (自宅・携帯)																								
(ふりがな)																									
氏 名																									
生 年 月 日	年 月 日																								
勤 務 先 の 他 の 連 絡 先	電 話 () —																								
受 講 希 望	年 月 日																								
実 施	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 受講済年月日 (修了審査) 受講場所 受講番号 </td> <td style="width: 40%;"> 年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) 審査修了審査の結果 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;"> 合、否 </td> </tr> </table>	受講済年月日 (修了審査) 受講場所 受講番号	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) 審査修了審査の結果	合、否																					
受講済年月日 (修了審査) 受講場所 受講番号	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) 審査修了審査の結果	合、否																							

記載要領 ① 捺印欄には、記載しないこと。

② 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、黒背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第二十七年法律第二百八十六号) 第

二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置されている期間

(2) 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(青森県道路交通規則の一部改正)

第二条 青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

別記様式第四十七号（第四十六条関係）

記載式第 47 号 (第 46 条関係)					
※受 理 年 月 日 ※受 査 場 所 ※修了証明書交付年月日 ※修了証明書番号					
駐車監視員資格者講習受講申込書					
年 月 日					
(申込者の氏名)					
申 込 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 本 籍 住 所 〒 — 都道府県() 電 話 () — (ふりがな) 氏 名 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: middle; text-align: center;"> (自宅・携帯) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 生 年 月 日 勤 務 先 そ の 他 の 連 絡 先 受 講 希 望 年 月 日 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: middle; text-align: center;"> 年 月 日 日まで 写 真 (縦 3.0 c.m. ×横 2.4 c.m.) </td> </tr> </table>	本 籍 住 所 〒 — 都道府県() 電 話 () — (ふりがな) 氏 名	(自宅・携帯)	生 年 月 日 勤 務 先 そ の 他 の 連 絡 先 受 講 希 望 年 月 日	年 月 日 日まで 写 真 (縦 3.0 c.m. ×横 2.4 c.m.)
本 籍 住 所 〒 — 都道府県() 電 話 () — (ふりがな) 氏 名	(自宅・携帯)				
生 年 月 日 勤 務 先 そ の 他 の 連 絡 先 受 講 希 望 年 月 日	年 月 日 日まで 写 真 (縦 3.0 c.m. ×横 2.4 c.m.)				
実 施	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> ※受講年月日 (修了考査) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) ※受講場所 年 月 日 ※受講番号 </td> <td style="width: 40%; padding: 5px; vertical-align: middle;"> 年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) ※修了考査の結果 合・否 </td> </tr> </table>	※受講年月日 (修了考査) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) ※受講場所 年 月 日 ※受講番号	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) ※修了考査の結果 合・否		
※受講年月日 (修了考査) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) ※受講場所 年 月 日 ※受講番号	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日) ※修了考査の結果 合・否				

記載要領 ① 捺印欄には、記載しないこと。

② 写真は、申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無歯
 長の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

別記様式第五十号（第四十九条関係）

（裏）

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ **刑法**上に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄

別記様式第五十号（第四十九条関係）

（裏）

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ **刑法**以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄

別記様式第50号（第49条関係）

寄受理年月日
寄受理番号
寄交付年月日
寄資格者証番号

年 月 日

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

本籍
住所
電話（ ） — （自宅・携帯）

（ふりがな）
氏名
性別 男・女
生年月日 年 月 日生
勤務先その他の連絡先
電話（ ） —

写真
（縦3.0cm
×横2.4cm）

証明番号
書交付年月日 年 月 日

☐ 修了証明書又は認定書

☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和49年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）

☐ 診断書

☐ 誓約書

☐ 写真2枚（うち1枚貼付）

記載事項 1 捺印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前1月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものでし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第50号（第49条関係）

寄受理年月日
寄受理番号
寄交付年月日
寄資格者証番号

年 月 日

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

本籍
住所
電話（ ） — （自宅・携帯）

（ふりがな）
氏名
性別 男・女
生年月日 年 月 日生
勤務先その他の連絡先
電話（ ） —

写真
（縦3.0cm
×横2.4cm）

証明番号
書交付年月日 年 月 日

☐ 修了証明書又は認定書

☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）

☐ 診断書

☐ 誓約書

☐ 写真2枚（うち1枚貼付）

記載事項 1 捺印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものでし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

（裏）

誓約書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ **刑法**上に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住所
氏名

収入証紙貼り付け欄

（裏）

誓約書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ **刑法**以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住所
氏名

収入証紙貼り付け欄

（委託講習等の実施に関する規則の一部改正）

第三条 委託講習等の実施に関する規則（平成二十三年十二月青森県公安委員会規則

第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
講習等の 区分	講習指導員等の要件	講習等の 区分	講習指導員等の要件
「略」	「略」	「同上」	「同上」
停止処分 者講習	次の各号のいずれにも該当する者 「一・二 略」 三 次のいずれにも該当しない者 「イ・ロ 略」 ハ 自動車等の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第十六号までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し 拘禁刑 以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年	停止処分 者講習	次の各号のいずれにも該当する者 「一・二 同上」 三 次のいずれにも該当しない者 「イ・ロ 同上」 ハ 自動車等の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第十六号までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を

指定自動 車教習所	次のいずれかに該当する者 一 「略」
職員講習 （副管理 者）	二 管理監督に関する知識 及び実務経験が豊富な者 で、次のいずれにも該当 しないもの 「イ・ロ 略」
	ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等 の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 （ロに規定する罪を除 く。）を犯し拘禁刑以 上の刑に処せられ、そ の執行を終わり、又は その執行を受けること がなくなった日から起 算して三年を経過して いない者
「略」	「略」
高齢者講 習、特定 失効者講 習（七十	次の各号のいずれにも該当 する者 「一・二 略」 三 次のいずれにも該当し
指定自動 車教習所	次のいずれかに該当する者 一 「同上」
職員講習 （副管理 者）	二 管理監督に関する知識 及び実務経験が豊富な者 で、次のいずれにも該当 しないもの 「イ・ロ 同上」
	ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等 の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 （ロに規定する罪を除 く。）を犯し禁錮以上 の刑に処せられ、その 執行を終わり、又はそ の執行を受けることが なくなった日から起算 して三年を経過してい ない者
「同上」	「同上」
高齢者講 習、特定 失効者講 習（七十	次の各号のいずれにも該当 する者 「一・二 同上」 三 次のいずれにも該当し

歳以上） 又は特定 取消処分 者講習（ 七十歳以 上）	ない者 「イ・ロ 略」 ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等 の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 （ロに規定する罪を除 く。）を犯し拘禁刑以 上の刑に処せられ、そ の執行を終わり、又は その執行を受けること がなくなった日から起 算して三年を経過して いない者 「四・五 略」	違反者講 習	次の各号のいずれにも該当 する者 「一・二 略」 三 次のいずれにも該当し ない者 「イ・ロ 略」 ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等
歳以上） 又は特定 取消処分 者講習（ 七十歳以 上）	ない者 「イ・ロ 同上」 ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等 の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 （ロに規定する罪を除 く。）を犯し禁錮以上 の刑に処せられ、その 執行を終わり、又はそ の執行を受けることが なくなった日から起算 して三年を経過してい ない者 「四・五 同上」	違反者講 習	次の各号のいずれにも該当 する者 「一・二 同上」 三 次のいずれにも該当し ない者 「イ・ロ 同上」 ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等

	特定任意 高齡者講 習
の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 (ロに規定する罪を除 く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以 上の刑に処せられ、そ の執行を終わり、又は その執行を受けること がなくなった日から起 算して二年を経過して いない者 〔四・五 略〕	次の各号のいずれにも該当 する者 〔一・二 略〕 三 次のいずれにも該当し ない者 〔イ・ロ 略〕 ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等 の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 (ロに規定する罪を除 く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以
	特定任意 高齡者講 習
の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 (ロに規定する罪を除 く。)を犯し<u>禁錮</u>以上 の刑に処せられ、その 執行を終わり、又はそ の執行を受けることが なくなった日から起算 して二年を経過してい ない者 〔四・五 同上〕	次の各号のいずれにも該当 する者 〔一・二 同上〕 三 次のいずれにも該当 しない者 〔イ・ロ 同上〕 ハ 自動車等の運転に関 し自動車の運転により 人を死傷させる行為等 の処罰に関する法律第 二条から第六条までの 罪又は法に規定する罪 (ロに規定する罪を除 く。)を犯し<u>禁錮</u>以上

備考 表中の「」の記載は注記である。		
	〔略〕	
	〔略〕	上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 〔四・五 略〕
	〔同上〕	
	〔同上〕	の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 〔四・五 同上〕
	〔同上〕	

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。